

「食品、添加物等の規格基準（食品中の農薬等（アセフェート等 8 品目）の残留基準設定等）及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について

平成 30 年 4 月 18 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

この度、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の農薬等（アセフェート等 8 品目）の残留基準及び試験法における検体部位の変更並びに食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）におけるヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの指定を予定しています。

つきましては、別添の改正案の概要について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集します。

なお、今後、本案については、提出いただいた御意見等を考慮した上で決定することとしています。

記

1 意見の提出方法

御意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課残留農薬等基準審査室宛て

* 封筒に「アセフェート等の残留基準設定等について」と明記してください。

(3) F A X の場合

F A X : 03-3595-2432

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課残留農薬等基準審査室宛て

* 表題に「アセフェート等の残留基準設定等について」と明記してください。

2 意見の提出上の注意

提出いただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所・職業・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先及び法人名、所在地その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。また、連絡先については、提出いただいた御意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3 意見提出の締切日

平成 30 年 5 月 17 日（木）（郵送の場合、同日必着）